

勤務時間の統一について（事務折衝）

令和4年11月9日（水）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

ただいまから、勤務時間の統一にかかる事務折衝を行う。令和3年7月より、普通ごみの午前収集拡大、夏季の炎天下での収集状況を鑑み収集開始時間を早めることとし、環境事業センターにおける新型コロナウィルス感染症拡大防止対策の観点を踏まえて時差勤務を導入してきた。しかしながら、これまでの時差勤務の実施状況を検証した結果、労務管理や作業準備を出勤時刻ごとに実施していることや、作業終了後の広聴対応等による時間外勤務の増加など現業管理体制の繁忙度が非常に大きくなっている。また、環境事業センター職員の新型コロナ感染状況は時差勤務実施により一定の抑制がなされた状況もあるが、第7波のピーク時には市中感染者の増加と比例する形で環境事業センター職員の感染者や濃厚接触者が大幅に増加し、環境事業センター間応援を長期にわたって実施する事態となった。

については、検証結果を踏まえ、環境事業センターにおける感染症拡大防止対策（収集車両、庁舎内等のマスク着用、手指消毒、飲食・喫煙時の大きな声での会話を控える等）の徹底を継続しつつ、対象業務の勤務時間を変更し、勤務時間の統一を図ってまいりたいと考えていることから、協議をお願いしたい。

実施時期については、技能職員は令和5年1月以降、行政職員は同年4月以降と段階的に実施することを検討しており、行政職員が実施するタイミングとあわせて、開庁時間の変更も検討したいと考えている。なお、休憩時間については、（1）11時30分から12時15分、（2）12時00分から12時45分、（3）12時30分から13時15分の中から環境事業センターごとに、各業務に対応した一つの休憩時間を設定することを考えており、一斉休憩については、令和3年6月3日付け協定書のとおり適用除外したいと考えている。

詳細な内容については、今後調整を進めてまいりたい。

（組合側1）

ただいま、局側の考え方を伺い、趣旨としては一定理解するものの、詳細については、今後協議してまいりたい。

（組合側2）

同様に、趣旨としては一定理解するものの、今後の協議の中で、技能職員の勤務時間を統一し、その後、開庁時間を変更するタイミングにあわせて行政職員の勤務時間を統一する際

には、現在、時差勤務で対応している庁舎管理業務（鍵当番）についても整理されるよう求めておく。

（局 側）

勤務時間統一に伴う課題については、通勤可能調査や市民広聴件数調査結果等を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えており、ご理解とご協力をお願いしたい。

以上で、勤務時間の統一にかかる事務折衝を終了する。